

○経済産業省令第七十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

国際相互承認に係る容器保安規則の一部を改正する省令

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示の方式） 第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡するこ	（表示の方式） 第七条 法第四十六条第一項又は第二項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡するこ

とがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

とがあらかじめ明らかな場合における容器の製造又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

一 容器の外面の見やすい箇所に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあつては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を記載した票紙であつてはがれるおそれのないものを貼付すること。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあつてはこの限りでない。

イ 自動車又は二輪自動車に固定された容器であつて、道路運送車両法第五十八条の自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。

）、道路運送車両法施行規則第六十三条の第二第三項の軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条の譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 自動車又は二輪自動車に固定されていない容器であつて、容器を譲渡することがあらか

イ 自動車又は二輪自動車に装置した容器であつて、道路運送車両法第五十八条に定める自動車検査証（以下単に「自動車検査証」という。

）、道路運送車両法施行規則第六十三条の第二第三項に定める軽自動車届出済証又は道路運送車両法第三十三条に定める譲渡証明書その他適当な書類に記載されている自動車又は二輪自動車の所有者又は譲受人と容器の所有者が同一であるもの

ロ 自動車又は二輪自動車に装置していない容器であつて、容器を譲渡することがあらかじ

じめ明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に固定する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従って法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

(容器再検査の期間)

め明らかな場合において、当該容器を自動車若しくは二輪自動車に装着する者又は当該容器の譲渡のみを行う者が所有するもの

二 (略)

2 (略)

3 表示の方式について経済産業大臣の認可を受けた場合は、前二項の規定にかかわらず、当該経済産業大臣の認可を受けた方式に従って法第四十六条第一項又は第二項の表示とすることができる。

(容器再検査の期間)

第十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等

第十五条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器が最初に受ける容器再検査については、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等

通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4
(略)

(容器再検査における容器の規格)

第十七条 (略)

2 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、

通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載された有効期間の満了する日までの間をもつて法第四十八条第一項第五号の期間とすることができる。

4
(略)

(容器再検査における容器の規格)

第十七条 (略)

2 法第四十九条第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格のうち、

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に合格するものであること。

四 (略)

3 (略)

(附属品再検査の期間)

第十八条 (略)

国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に係るものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 容器は、容器ごとに経済産業大臣が定めるところにより行う断熱性能試験に合格するものであること。

四 (略)

3 (略)

(附属品再検査の期間)

第十八条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に固定された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載され

2 前項の規定にかかわらず、法第三条第一項第五号に規定する自動車に装置された状態で圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを充填する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器に装置されている附属品が最初に受ける附属品再検査については、自動車登録規則第六条の十六第二号の規定により交付を受けた登録識別情報等通知書又は道路運送車両法第六十九条第四項の規定により交付を受けた自動車検査証返納証明書に記載され

た有効期間の満了する日までの間をもって法第四
十八条第一項第三号の期間とすることができる。

3
(略)

(検査設備の基準)

第二十四条 法第五十条第三項の経済産業省令で定
める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす
る。

- 一 容器の再検査をする容器検査所にあつては、
次に掲げる検査設備を備えること。

イ、ニ (略)

た有効期間の満了する日までの間をもって法第四
十八条第一項第三号の期間とすることができる。

3
(略)

(検査設備の基準)

第二十四条 法第五十条第三項の経済産業省令で定
める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす
る。

- 一 容器の再検査をする容器検査所にあつては、
次に掲げる検査設備を備えること。

イ、ニ (略)

ホ 断熱性能試験又は保冷性能試験のための設備（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器を再検査に係るものに限る。）

二・三（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第二十七条 法第四十九条第三項の規定により刻印をしようとする者は、第六条又は第五十三条第一項の刻印の下又は右に次の各号に掲げる事項について刻印をするものとする。ただし、自動車に固

ホ 断熱性能試験のための設備（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器を再検査に係るものに限る。）

二・三（略）

（容器再検査に合格した容器の刻印等）

第二十七条 法第四十九条第三項の規定により、刻印しようとする者は、第六条又は第五十三条第一項の刻印の下又は右に次の各号に掲げる事項を刻印するものとする。ただし、自動車に装置された

定された状態で刻印をすることが困難な場合は、次項に規定する方式に従って行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

一・二 (略)

2 法第四十九条第四項の規定により標章を掲示しようとする者は、経済産業大臣が定める証票を経済産業大臣が定めるところにより貼付するものとする。

3 (略)

状態で刻印をすることが困難な場合は、次項に規定する方式に従って行う標章の掲示をもつて法第四十九条第三項の刻印に代えることができる。

一・二 (略)

2 法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、経済産業大臣が定める証票を経済産業大臣が定めるところにより貼付するものとする。

3 (略)

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第二十八条 法第四十九条の四第三項の規定により
刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の符
号及び附属品再検査の年月を第十二条又は第五十
九条の刻印の下又は右に刻印をする方式に従って
刻印をしなければならない。ただし、刻印をする
ことが適当でない附属品については、経済産業大
臣が定める方式をもってこれに代えることができ
る。

2
(略)

(附属品再検査に合格した附属品の刻印)

第二十八条 法第四十九条の四第三項の規定により
刻印をしようとする者は、検査実施者の名称の
符号及び附属品再検査の年月を第十二条又は第五
十九条の刻印の下又は右に刻印する方式に従って
刻印をしなければならない。ただし、刻印するこ
とが適当でない附属品については、経済産業大臣
が定める方式をもってこれに代えることができる
。

2
(略)

(登録の申請)

第三十一条 法第四十九条の五第一項の規定により同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第七による登録申請書を経済産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者にあつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第三十条、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条、第五十条、第五十四条及び第五十六条において同じ。）に提出しなければならない。

(登録の申請)

第三十一条 法第四十九条の五第一項の規定により同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第七による登録申請書を経済産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者にあつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第三十条、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条、第五十条、第五十四条及び第五十六条において同じ。）に提出しなければならない。

2
5
(略)

(容器の型式承認の申請)

第四十八条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十二の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

(登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

2
5
(略)

(容器の型式承認の申請)

第四十八条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第二十二の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならぬ。

(登録容器製造業者及び外国登録容器製造業者が行う刻印等の方式)

第五十三条 法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って刻印をしなければならない。

2 法第四十九条の二十五第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により標章の掲示をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行わなければならない。

第五十三条 法第四十九条の二十五第一項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、刻印をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って刻印をしなければならない。

2 法第四十九条の二十五第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）の規定により、標章の掲示をしようとする者は、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行わなければならない。

(附属品の型式承認の申請)

第五十四条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十条 (略)

2 法第六十条第一項の規定により容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備える

(附属品の型式承認の申請)

第五十四条 法第四十九条の二十一第一項及び法第四十九条の三十三第一項の規定により、同項の附属品の型式承認を受けようとする者は、様式第二十五の附属品型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第六十条 (略)

2 法第六十条第一項の規定により、容器製造業者及び容器検査所の登録を受けた者は、前項に掲げる事項を記載した帳簿を容器又は附属品ごとに備

、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一・二（略）

3・4（略）

え、それぞれ次の各号に掲げる期間保存しなければならない。

一・二（略）

3・4（略）

附 則

この省令は、令和七年十一月五日から施行する。